

委員会提出議案第2号

虚偽の陳述及び証言拒否に対する告発について

上記の議案を提出する。

令和2年7月27日

提出者 千代田区議会企画総務委員会

委員長 はやお 恒一

# 虚偽の陳述及び証言拒否に対する告発について

地方自治法第100条第9項の規定により、次のように告発する。

## 記

### 1 告発人及び被告発人

#### (1) 告発人

千代田区議会議長 小林たかや

#### (2) 被告発人

千代田区長 石川雅己

### 2 告発の事実

#### (1) 告発事実の要旨

被告発人は、総合設計制度及び地区計画制度に係る事項について調査するため、地方自治法第100条第1項に基づく調査権を付与された千代田区議会企画総務委員会から令和2年6月16日に証人として出頭して証言するよう請求を受け、宣誓を行いながら、同日、同区議会第1委員会室において、

ア 被告発人及びその家族が所有し、問題の所在となっているマンションについて、販売事業者に「知り合いを通じて確認をした」との証言が虚偽であることを知りながら、証人尋問の質問を受けた際、「確認は、直接販売事業者にしたわけではなくて、知り合いを通じて確認をしたということでございます。」と自己の記憶に反した虚偽の陳述をし、もって偽証し、

イ 正当な理由がないのに、当該マンションの販売事業者に確認をしたとされる知り合いの氏名について、証言を拒んだものである。

#### (2) 告発に至った経緯

本区議会は、令和2年3月11日に開催された第1回区議会定例会の最終日において、地方自治法第100条第1項の規定に基づく調査権を企画総務委員会に委任し、総合設計制度及び地区計画制度に係る事項について調査するため、「総合設計制度等に関する決議」を議決した。

本100条調査権が企画総務委員会に付与されることとなったきっかけは、本年3月6日、

一部報道機関により、被告発人が家族と共有名義で所有している三番町のマンションの1室が、一般に広く販売されることのない「事業協力者住戸」であったことに加えて、当該マンションが区の総合設計制度を利用し、容積率が緩和され、結果的に高さが10m上乗せされ60mで建設されたもので、その特定行政庁は千代田区長であったことが報道されたことである。

本区議会では、この報道を受け、同年3月9日開催の第1回区議会定例会予算特別委員会総括質疑の場で、被告発人自らの求めに応じ、当該マンションの購入の経緯について説明を受けるとともに、事実確認の質疑を行った。

しかしながら、予算特別委員会の質疑によつては、当該マンションの「事業協力者住戸」が被告発人とその家族に提供された背景に、区のまちづくり行政に関わる様々な場面で、開発事業者及び販売事業者に対して事務執行上の便宜が図られた疑惑が拭いきれず、その事実を明らかにするためには、地方自治法100条に基づく調査が不可欠であると判断したからである。

その後、企画総務委員会(以下、「同委員会」という。)が100条調査権に基づき関係機関から提出された資料内容について調査したところ、資料が示す内容と先の本年第1回区議会定例会予算特別委員会総括質疑における被告発人の説明との間に食い違う部分が数多くあることが明らかになり、真実を明らかにする必要があるため、同年6月16日午後3時から、補助者としての弁護士同席のもと、被告発人に対する証人尋問を行つた。

その際、被告発人は、当該マンションの販売事業者である三井不動産レジデンシャル株式会社(以下「レジデンシャル」という)に事実関係を確認しているとの従前の答弁を訂正した。

具体的には、被告発人は、本年第1回区議会定例会予算特別委員会において、「今回の報道を受け、次男はもとより、レジデンシャルにも確認した」と繰り返し強弁しているが、レジデンシャルが提出した資料の内容と被告発人の答弁が食い違う理由の説明を求めたところ、被告発人は、「販売会社に直接確認はしておりません」と、自分ではなく「知人」を通じてレジデンシャルに確認した趣旨の証言をし、3月の本年第1回区議会定例会予算特別委員会での被告発人による答弁が虚偽であったことが明らかになった。

さらに、証人尋問においてその「知人」がだれであるのかについて明らかにするよう求めたが、被告発人は正当な理由を述べることなく証言を拒絶し、尋問の中で、後日文書により回答を求める旨を述べたうえで、照会文書を発出したところ、当該文書による照会にも回答を拒絶した。

同委員会は、この被告発人の証言の真偽を確認するため、レジデンシャルに対し照会を行ったところ、被告発人またはその知人から本物件の購入の経緯等に関する確認はなかったとする回答があった。その内容は以下のとおりである。

【レジデンシャルに対する照会（同年6月19日付）】

令和2年3月9日午後1時までに、貴社に対し、被告発人またはその知人を名乗る関係者から、本件物件に関する購入経緯や契約内容などについて、「事業協力者住戸」であった旨を販売時に説明しなかったことを含め、確認があったか否か

【レジデンシャルからの回答（同年6月24日付）】

確認はございませんでした。

以上のレジデンシャルの回答結果に照らせば、被告発人の「販売会社に直接確認はしておりません」と、自分ではなく「知人」を通じてレジデンシャルに確認したとする証人尋問における証言は、「虚偽の陳述」に該当すると認められるため、地方自治法第100条第9項に基づき、所管検察庁あて告発するものである。

加えて、証人尋問において、正当な理由を明らかにすることなく「知人」がだれであるのかについて証言を拒絶し続けた点については、地方自治法第100条第3項に規定する「正当の理由がないのに証言を拒んだとき」に該当すると認められるため、同条第9項に基づき、所管検察庁あて告発するものである。

(説明)

地方自治法第100条第1項の権限を委任された企画総務委員会における総合設計制度及び地区計画制度に係る事項の調査のため実施した証人尋問において、被告発人が虚偽の陳述を行ったと認められる箇所があり、かつ証言を拒否していると認められる箇所があったため、同条第9項に基づき、東京地方検察庁に告発する必要があります。